

産業廃棄物処分業許可証

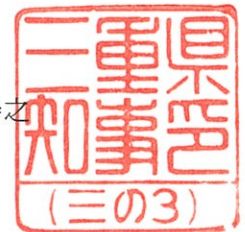
住 所 三重県鈴鹿市住吉町字石塚 6 7 2 2 番 5 8

氏 名 三重舗材株式会社

代表取締役 矢口 喜章

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 7年 9月 8日

許可の有効年月日 令和12年 9月 7日

1. 事業の範囲

【中間処理】

破碎：がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
破碎施設	鈴鹿市住吉町字石塚6722番58、 6722番60、6722番61	平成4年11月16日	がれき類 ：800.00t/日(8h)	平成13年2月1日	北生環鈴 第508-12号

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年 9月 8日 新規許可

令和 2年10月20日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無